

第3章 まちづくりの実現に向けて ～都市計画の基本方針～

I. まちづくりの手引き

第3章(I)では、協働^{*}の“わ”によるまちづくりを推進していくための手法を紹介し、まちづくりの手引きとしての活用を図っていきます。

ここでは、「すごい“わ”」のうち、「技」、「和」、「環」、「Wa」、「回」をキーワードに、以下のテーマによる方針を記述しています。

1. 土地利用 わ わ ～技と和～

基本目標①：活力あふれる未来をつくるまちづくり

- ① 多様な世代が暮らす新しいまちづくり（大規模開発地）
- ② 人が交流する活気あるまちづくり（駅前のまちづくり）
- ③ 愛着がもてるまちづくり（沿道空間）
- ④ 安心して暮らせるまちづくり（市街地）
- ⑤ ものづくりと住宅が複合するまちづくり（住工共存）

2. 都市基盤 わ わ ～Waと回～

基本目標②：地域のつながりをつくるまちづくり

- ① 交通ネットワークのあるまちづくり（幹線道路）
- ② 円滑に移動できるまちづくり（公共交通）
- ③ 安全で安心して移動できるまちづくり（生活道路）
- ④ 平坦な地形を活かしたまちづくり（自転車）

3. 都市の水と緑 わ わ ～環と回～

基本目標③：豊かな暮らしをつくるまちづくり

- ① 水辺に親しめるまちづくり（水辺空間）
- ② 利用しやすい公園のあるまちづくり（公園）
- ③ みどりあふれるまちづくり（まちなか緑化）

※協働：107 ページ参照

1. 土地利用 ～技と和～

① 多様な世代が暮らす新しいまちづくり（大規模開発地）

多世代が暮らす新しいまちづくりを進めるため、民間企業の創意工夫を活かした魅力あるまちの創出を図るとともに、環境にやさしく災害にも強い、快適で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

☆実現に向けた取組み

■行政の役割

●地域の魅力向上につながるまちづくり

緑化の推進による花と緑あふれるまちなみや、環境に配慮した基盤整備など、子どもから高齢者まで多世代が居住できる魅力あるまちづくりの推進。

●都市計画手法の活用

用途地域※、地区計画※、都市景観形成地区※等の指定による良好なまちなみの誘導。

●防災機能の高いまちづくり

防災空間として、公園などの公共施設整備を活用した安全・安心のまちづくりの推進。

■事業者の役割（アイデア例）

●民間活力による魅力の創出

多世代が住む都市型住宅、子育て支援施設、高齢者施設、交流の場など、地域の魅力を高める施設の導入。

●民間活力による環境にやさしいまちづくり

再生可能エネルギー※や環境の負荷を低減する機能などの先進的な取組み。

■市民の役割（アイデア例）

●子育て世代の交流

子育て支援組織やサークル団体等が連携した、地域ぐるみでの子育て世代の交流。

●地域活性化への取組み

地域でのイベントや美化活動などの地域の魅力向上への取組み。



資料：子育てサークルマップ
（千里丘駅・撰津市駅周辺）

※用途地域：110ページ参照
※地区計画：108ページ参照
※景観形成地区：107ページ参照

※再生可能エネルギー：107ページ参照

【参考事例】

■大規模開発地におけるまちづくり・まちなみの誘導 『南千里丘まちづくり』

○概要

大規模工場跡地において、官民連携のもと、本市の新しい顔となる拠点づくりを目標とし、「福祉・教育・文化・医療・健康」の機能集積と交流拠点づくりを基本コンセプトに、土地区画整理事業※を主とした面整備を実施。

- ・平成 18～20 年 南千里丘まちづくり市民懇談会を計 28 回実施 参加者総勢約 600 名
- ・平成 19 年 南千里丘周辺地区まちづくりガイドライン※、南千里丘周辺地区地区計画策定
- ・平成 22 年 阪急摂津市駅、市立コミュニティプラザ、保健センター、境川せせらぎ緑道オープン

○展開の主体：市民、事業者との協働

○取組みとして参考となる点

(行政の取組み)

ほかにはない環境に配慮したまちづくりや良好な景観のまちなみが形成されている。地区内の公園は、市民懇談会にて設計段階から市民参画を行い、利用者目線にて整備されている。

(事業者の取組み)

駅舎や住宅等の建築物の省エネ化、CO₂ 排出量の削減、緑化の推進、モニタリング※システムの導入など、様々な環境に配慮した取組みが実施されている。



太陽光発電、LED 照明、透水性ブロック、壁面緑化など環境に配慮したまちなみ



民有地での壁面後退と敷地緑地



CO₂ 排出量のモニタリング



まちの緑化

※土地区画整理事業：109 ページ参照

※ガイドライン：107 ページ参照

※モニタリング：110 ページ参照

1. 土地利用 ～技と和～

② 人が交流する活気あるまちづくり（駅前のまちづくり）

多様な人が交流する活気あるまちづくりを進めるため、交通結節機能の強化を図るとともに、まちなか居住や交流空間の創出など、誰もが利用できる、多様な機能をもつまちづくりをめざします。

☆実現に向けた取組み

■行政の役割

●交通結節点の機能強化

人々が集まる駅前において、利用者の視点に立ち、移動の連続性を確保するなど、交通結節機能の向上・強化。

●駅前での活性化の取組み

人々が交流し、市の玄関口となるような賑わいのある駅前の活性化の推進。

●安心して暮らせる施設・交流の場づくり

既存施設の活用による子育て支援施設や高齢者支援施設など、多世代が交流する施設の支援。

■事業者の役割（アイデア例）

●空き店舗の情報提供

商工会や不動産事業者などによる空き店舗等の情報提供。

●空き店舗の再生

商店街や事業者が、NPO、大学などと連携し、空き店舗を活用した福祉・交流の拠点づくりや、ベンチャービジネス*の拠点づくりへの取組み。

●まちの情報発信・PR、イベント開催

商店街、地域情報誌、公共交通機関等がお互いに連携し、駅前の活性化に向けたまちの情報の発信や、PR、イベントなどの展開に向けた取組み。

■市民の役割（アイデア例）

●交流の場の創出

空き店舗や既存施設の活用による駅前の活性化の話し合いの場となるような交流の場の創出。

●学校等と連携したイベント

地元大学・高校等と連携した協働型イベントなど、多世代間での交流。

●地域の魅力発見

地域の団体等によるまち歩きイベントやタウンウォッチングなど、地域ニーズに対応した地域おこしやまちづくり事業への参加・交流。

*ベンチャービジネス：110ページ参照

【参考事例】

■空き店舗の活用 『池田市 池田栄町商店街 関関 COLORS』

○概要

関関 COLORS は、池田市の商店街空き店舗活用事業として、関西大学と関西学院大学の学生で運営するチャレンジショップとなっている。空き店舗を活用して、子ども預かりサービス、チャレンジスペース事業、イベント事業を実施している。

- ・平成 21 年 プロジェクト発足
- ・平成 22 年 関関 COLORS 店舗オープン

○展開の主体：大学（関西大学・関西学院大学）、商店街との協働

○行政の関連部署：池田市 市民生活部 地域活性課

○取組みとして参考となる点

商店街の空き店舗の活用における大学、商店街との連携事例として、特に本市においても阪急正雀駅前、JR 千里丘駅前の空き店舗の活用が課題となっており、地元の商業者だけでの対応は難しく、周辺の大学との連携による取組みとして参考すべき事例。



資料：関関 COLORS ホームページ

1. 土地利用 ～技と和～

③ 愛着がもてるまちづくり（沿道空間）

特徴ある愛着のもてるまちづくりを進めるため、緑化などの環境整備や沿道のまちなみ誘導を図るとともに、交流とにぎわいのあるまちづくりをめざします。

☆実現に向けた取組み

■行政の役割

●沿道空間の魅力の創出

道路整備とあわせて、沿道のイメージアップとなるような特色ある街路樹等の整備。

●公共空間での緑化の推進

緑地や花壇の整備など、公共空間での緑化の推進。

●沿道のまちなみ誘導の検討

沿道ガイドライン[※]の作成や地区計画[※]の導入など、市の賑わいを創出する沿道のまちなみ誘導の検討。

■事業者の役割（アイデア例）

●沿道空間の魅力の創出

街路樹と調和した沿道店舗の整備など、道路空間と沿道空間が一体となったまとまりのある景観の創出。

●敷際緑化[※]

沿道建物の更新や開発時における、道路との敷際での緑化の充実。

●民間活力による沿道型建築物[※]

沿道建物の更新や開発時における、低層部に賑わいを創出する施設や周辺住民の生活支援を行う施設の導入。

■市民の役割（アイデア例）

●沿道における魅力の創出

市民参加による植樹や公共空間における花壇の設置など、沿道空間における魅力向上への取組み。

●美化活動等による地域交流

沿道の清掃や美化活動を通じて、地域交流や賑わいへの参加・協力。

※ガイドライン：107ページ参照

※地区計画：108ページ参照

※敷際緑化：108ページ参照

※沿道型建築物：107ページ参照

【参考事例】

■地区計画による誘導 『箕面市 小野原西地区』

○概要

小野原西地区では大規模な土地区画整理事業※にあわせて地区計画が導入され、良質な住環境の形成が図られるとともに、特に地区内幹線道路沿道は、施設地区として商業業務施設の立地の促進により、にぎわいと活気を感じられる沿道空間が形成されている。

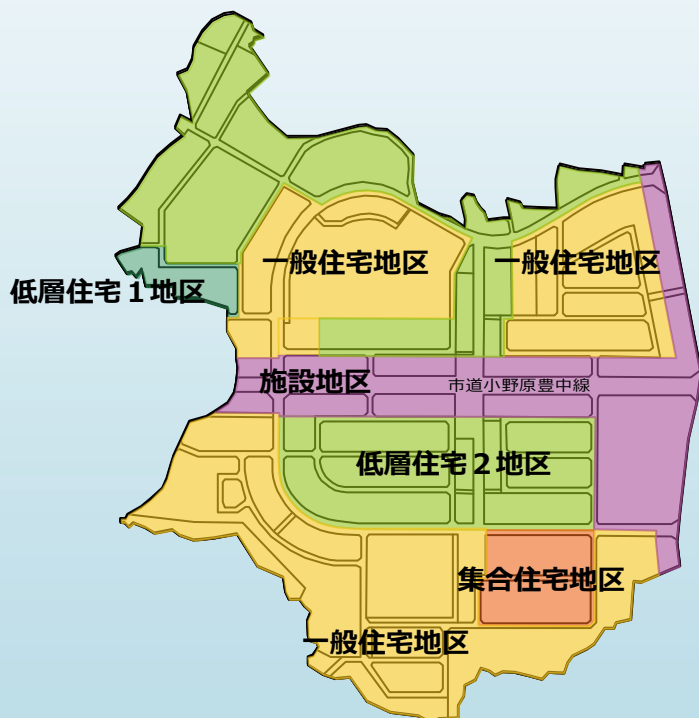
- ・平成 12 年 小野原西地区土地区画整理事業開始
- ・平成 19 年 小野原西地区地区計画（地区整備計画）策定（方針は平成 11 年策定）
- ・平成 19 年 まちびらき

○展開の主体：誘導－箕面市 開発－事業者

○行政の関連部署：箕面市 みどりまちづくり部 まちづくり政策課

○取組みとして参考となる点

ゆとりと落ち着きのある住宅地に若い人口が定着し、そのニーズに合致した幹線道路沿道における個性とにぎわいを感じさせる生活支援施設の立地が進み、全体として調和のとれたまちなみとなっている。沿道のまちなみ誘導の取組みとして参考すべき事例。



(市民・事業者の取組み)

市道小野原豊中線の周辺住民と沿道の店舗が協力して道路愛称を募集し、「おのはらサンシャインロード」として命名。愛称募集に関わった市民が中心となり、箕面市の市民自主管理活動支援制度を活用し、街路樹の根本に花を植えるなど、沿道の美化活動を行っている。

資料：箕面市ホームページ

※土地区画整理事業：109ページ参照

1. 土地利用 ～技と和～

④ 安心して暮らせるまちづくり（市街地）

災害に強い安心して暮らせるまちづくりを進めるため、建物の耐震化や、一時避難地の確保を図るとともに、情報の共有化による市民意識の向上など、防災意識を高め、安全なまちづくりをめざします。

☆実現に向けた取組み

■行政の役割

●災害に強い住宅・住環境づくり

住宅マスタープラン^{*}や耐震改修促進計画に基づく、安全・安心な住宅・住環境づくりの推進。

●既存施設の活用

災害時における一時避難地としての、既存施設の活用。

●地域防災力の向上

市民、事業者等との連携による防災体制の強化を図るとともに、ハザードマップ^{**}やGIS情報等による防災情報の活用や啓発活動による地域防災力の向上。

●公共下水道の雨水幹線整備の推進

洪水・内水による浸水被害を防止・軽減するため、雨水幹線整備の推進。

■事業者の役割（アイデア例）

●災害に強いまちづくり

災害時に支障を来たすおそれのある建築物の耐震・耐火対策等の推進。

●地域防災への参画

関係機関との連携強化など、地域における自主防災体制の強化。

●事業所の水害対策

水害から企業を守り、被災時には地域貢献できるよう、水害対策BCP^{**}(事業継続計画)の策定。

■市民の役割（アイデア例）

●地域の現状を知る

住まいの地域の現状や歴史を知ることによる防災意識の向上。

●地域での防災活動への参加

地域でのコミュニティを深めるとともに、防災訓練など地域防災活動への参加・協力。

※住宅マスタープラン：108ページ参照

※ハザードマップ：109ページ参照

※BCP：109ページ参照

【参考事例】

■防災拠点の創出 『神戸市 まちなか防災空地整備事業』

○概要

市が土地を無償で借り受ける代わりに、固定資産税などを非課税とし、火災などの延焼を防ぎ、災害時の一時避難や消火活動スペースを確保している。老朽建物を解体し、「まちなか防災空地」として整備する場合は建物解体費に対する補助がある。

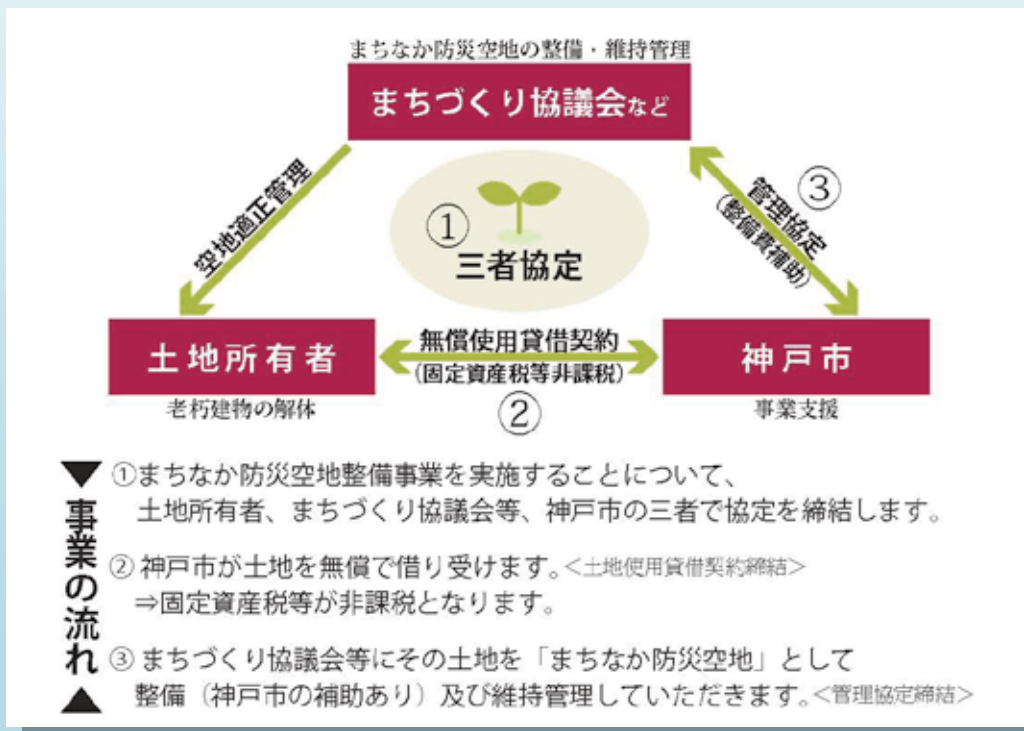
- ・平成 23 年 3 月 「密集市街地*再生方針」を策定
- ・平成 25 年 2 月 まちなか防災空地整備事業の第 1 弾として神戸市垂水区に「まちなか防災空地」を整備し、利用を開始。
市民による維持管理が行われている。

○展開方向：土地提供－地権者 運営－市民 仲介－神戸市

○行政の関連部署：神戸市 住宅都市局計画部 まち再生推進課

○取組みとして参考となる点

身近な防災拠点創出の事例であり、特に既成市街地では、新しく整備する土地が不足する中で、地権者と行政、市民の役割分担の中で、空地等のストックを活用していく取組みとして参考すべき事例。



資料：神戸市ホームページ

※密集市街地：110ページ参照

1. 土地利用 ～技と和～

⑤ ものづくりと住宅が複合するまちづくり（住工共存）

ものづくりと住宅が複合するまちづくりを進めるため、産業都市としての歴史や特徴を理解するとともに、工場や倉庫などの土地利用が多い工業系地域において、事業者と住民がお互いに理解し合い、職住近接のメリットを活かした共存できるまちづくりをめざします。

☆実現に向けた取組み

■行政の役割

●共存できる環境づくり

開発協議段階において、緑地帯の設置や環境対策の指導を行うとともに、住民と事業者の双方において、良好な環境を構築するための取組みの指導・誘導。

●対話型行政の推進

市民・事業者の双方が、お互いに理解し合えるような、話し合いの場の検討。

●まちづくりの方針やビジョンの策定検討

これまで土地利用の経緯をふまえた、まちづくりの方針やビジョンの策定検討。

■事業者の役割（アイデア例）

●居住予定者等への理解促進

居住予定者等に対して、販売事業者による用途地域^{*}や環境基準の趣旨説明など、住工共存に対する知識・理解の促進。

●環境対策や緑化の充実

工場や倉庫における騒音・振動等の環境対策や、住宅地との敷際での緑化の充実。

●地域貢献

地域貢献への取組みとして、地域での清掃活動への参加や、地域との協働によるイベントなどの開催。

■市民の役割（アイデア例）

●地域特性を知る

地域の歴史やまちづくりの経緯、用途地域の特性等への理解。

●企業活動との調和

事業者の企業活動と共存できるよう、話し合いによる良好な相互関係の構築。

※用途地域：110 ページ参照

【参考事例】

■方針の検討と明確化 『東大阪市 住工共生のまちづくり条例』

○概要

東大阪市がモノづくり中小企業のまちとして将来にわたりその産業集積を維持し、住民と工場が安心して共存できるまちづくりをめざすため、必要な事項を定めるものとして「住工共生のまちづくり条例」を制定。

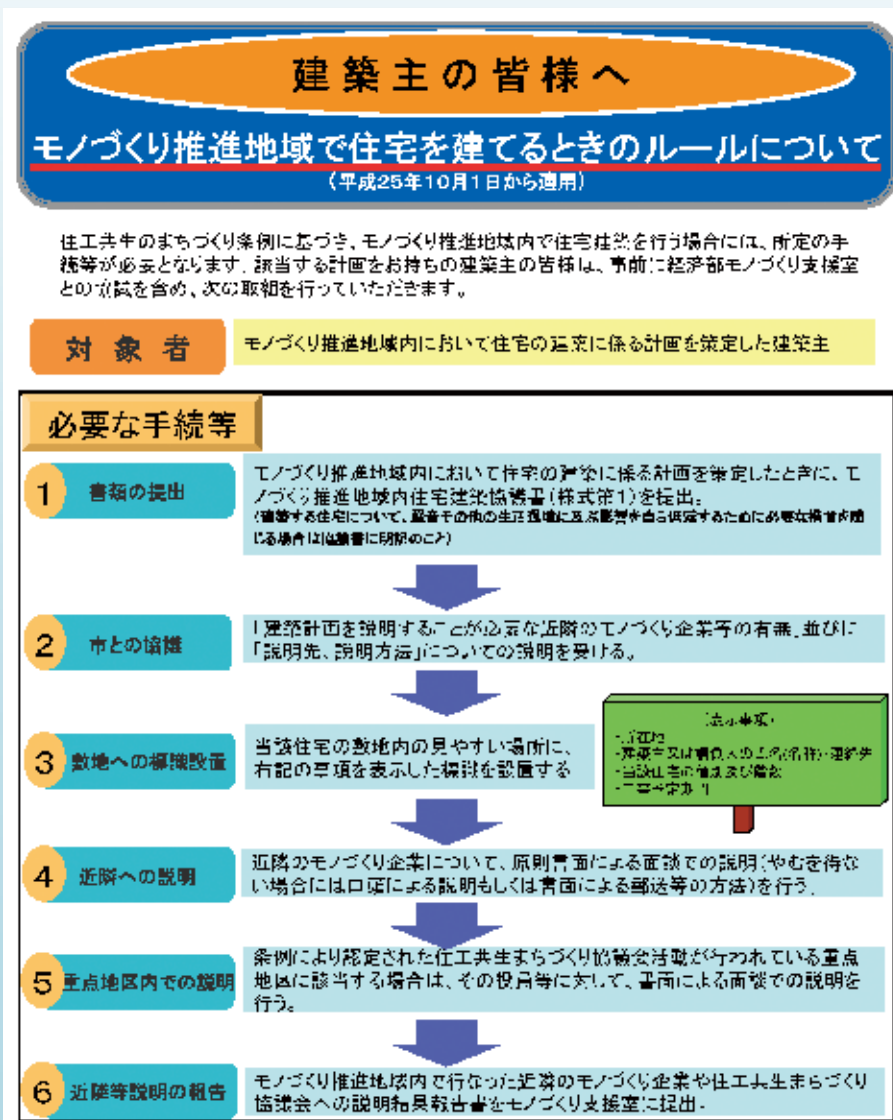
- ・平成 21 年 住工共生のまちづくりビジョンを作成
- ・平成 24 年 検討会委員会を設置。市民・事業者へのアンケート調査を実施
- ・平成 25 年 4 月 住工共生のまちづくり条例を制定

○展開の主体：東大阪市

○行政の関連部署：東大阪市 経済部 モノづくり支援室

○取組みとして参考となる点

住工共生の考え方を明確にした事例として、住工共生についての方針や各主体の役割など、多様な立場からの意見を踏まえて策定しており、特に本市と同じ住工混在という課題を抱える市の取組みとして参考すべき事例。



資料：東大阪市ホームページ

2. 都市基盤 ～Wa と回～

① 交通ネットワークのあるまちづくり（幹線道路）

周辺地域との交通ネットワークのあるまちづくりを進めるため、幹線道路である都市計画道路※の整備を図るとともに、今後の施設の老朽化に伴う維持管理費の増大を踏まえ、計画的かつ効率的な維持管理の実現をめざします。

☆実現に向けた取組み

■行政の役割

●円滑な交通ネットワーク構築

都市計画道路の整備、交差点改良、路上駐車対策等で交通渋滞の改善を図るなど、円滑な交通網構築の推進。

●計画的な維持管理

道路舗装、橋梁、照明灯、街路樹等の計画的な点検・調査等による、道路施設の長寿命化や効率的な維持管理の推進。

●交通バリアフリー※基本構想の推進と改定検討

駅周辺のバリアフリー化に継続的に取り組むとともに、新基準に合わせた交通バリアフリー基本構想の検討。

■事業者の役割（アイデア例）

●バリアフリー化への取組み

駅前での乗り継ぎ改善や交通環境向上への取組み。

●幹線道路環境向上への取組み

幹線道路から見える敷地の緑化や、幹線道路沿いの清掃活動や美化活動への取組み。

■市民の役割（アイデア例）

●幹線道路環境向上への協力

地域での道路の美化活動、植樹帯や街路樹などの手入れへの協力。

※都市計画道路：109 ページ参照

※バリアフリー：109 ページ参照

【参考事例】

■橋梁長寿命化の取組み 『大阪市 橋梁維持管理システム』

○概要

大阪は、「なにわ八百八橋」と称されるように古くから数多くの橋がかかっており、大阪市では早くから都市施設*の基盤整備が進められたため、他都市と比べて橋の老朽化が進行している。今後も老朽化が進む中で、限られた予算で数多くの橋を維持管理する必要があるため、大阪市橋梁保全更新計画を策定し、効率的な維持管理を図っている。

- ・平成 19 年 学識経験者等による「大阪市橋梁保全更新計画検討会」立ち上げ
- ・平成 21 年 大阪市橋梁保全更新計画を策定

○展開の主体：大阪市

○行政の関連部署：大阪市 建設局道路部

橋梁課

○取組みとして参考となる点

市域のネットワークを支える橋梁の長寿命化、維持管理などのアセットマネジメント*を計画的に推進する事例として、特に、本市の道路施策においても整備から維持管理への転換を推進していく際の参考すべき事例。



点検・補修	<p>橋の点検</p> <p>基本的に5年に1回の詳細点検により、橋の損傷状態を確実に把握し、重大な損傷や事故を防止します。</p>	<p>橋の点検</p>
	<p>維持補修</p> <p>定期的な詳細点検に基づき、橋の劣化を予測し、損傷が大きくなる前に補修を行う「予防保全」を実施します。</p>	<p>鋼橋の塗装塗り替え</p>
補強	<p>補強</p> <p>車両の大型化に対する補強や、車両用防護柵の設置など安全対策を実施します。</p>	<p>車両用防護柵</p> <p>車両用防護柵の設置</p>
	<p>補強</p> <p>大規模地震に対する、耐震補強対策などを実施します。</p>	<p>橋脚補強</p> <p>耐震補強対策</p>
架替	<p>架替</p> <p>既設に架けられた高齢橋について、ライフサイクルコスト分析により架替要否を判定し、計画的な架替を行います。 (詳細はP7参照)</p>	<p>高層橋の架替(式橋)</p>
	<p>架替</p> <p>河川改修事業や都市計画事業などに伴う、橋の架替を実施します。</p>	<p>河川改修事業に伴う架替(北瀬橋)</p>

資料：大阪市ホームページ

*都市施設：109 ページ参照

*アセットマネジメント：107 ページ参照

2. 都市基盤 ～Wa と回～

② 円滑に移動できるまちづくり（公共交通）

超高齢社会に対応した、誰もが円滑に移動できるまちづくりを進めるため、移動手段の充実を図るとともに、公共交通の利便性向上をめざします。

☆実現に向けた取組み

■行政の役割

●公共交通の充実

公共交通の利用状況、市民ニーズを把握し、ルート変更等の公共交通網のあり方を検討するなど、充実した公共交通網の検討。

●公共交通機関の連携強化

交通事業者に駅前へのバスの乗り入れを要望するなど、公共交通機関相互の連携強化。

●公共交通の利用促進

交通事業者と協力して公共交通マップを作成するなど、公共交通の利用の促進。

■事業者の役割（アイデア例）

●公共交通の利便性向上

公共交通の利便性向上を図るため、交通事業者によるバスの広域での運行。

●公共交通の利用促進

交通事業者による公共交通の利用促進。

●新しい交通手段の導入

事業者やNPOによる地域のニーズに応じた乗り合いタクシー（デマンドタクシー※）など、新しい交通手段の導入。

●商店街等との連携

バスの車内スペースで商店街の広告を掲載するなど、商店街等との連携。

■市民の役割（アイデア例）

●公共交通機関の積極的な利用

自家用車の利用を控えるなど、積極的な公共交通機関の利用。

●市民提案

利用しやすい公共交通となるようアイデアの提案。

※デマンドタクシー：108ページ参照

【参考事例】

■新しい移動手段の検討 『富山県射水市 デマンドタクシー』

○概要

デマンドタクシーは、タクシー車両を利用した「予約制の乗合タクシー」。予約をされた方の自宅や目的地を効率よく回るルートを毎回設定し、乗合で移動するもの。

射水市では全市域を網羅するコミュニティバスを運行してきたが、利用が地区によって差があることからコミュニティバスに加えて、地区のニーズに応じたデマンドタクシーを導入している。

- ・平成23年6月～平成24年3月にかけて、デマンドタクシーの社会実験を実施
- ・平成25年度より運行開始

○展開の主体：射水市、事業者（タクシー会社）

○行政の関連部署：射水市 市民環境部 生活安全課

○取組みとして参考となる点

コミュニティバスを補完する新しい交通手段の導入事例であり、高齢化の進む本市での新たな移動手段として参考すべき事例。



1回 300円

コミュニティバス・デマンドタクシー共通
1日乗車券 500円
(きときとバスも乗れます)

資料：射水市ホームページ

2. 都市基盤 ～Wa と回～

③ 安全で安心して移動できるまちづくり（生活道路）

誰もが安全で安心して移動できるまちづくりを進めるため、段差解消や歩行者を優先した安全な歩行者空間の確保を図るとともに、地域と連携した道路の安全対策など、安全・安心な道路整備をめざします。

☆実現に向けた取組み

■行政の役割

- **快適な生活道路※づくり**
歩道の段差解消、歩行者空間の確保、路上駐車対策等による快適な道路づくりの推進。
- **生活道路の維持管理**
危険箇所の早期発見に向けた道路モニタリング※制度等の検討。
- **生活道路の安全対策**
関係団体と連携し、規制見直し等も含めた道路の安全対策の推進。

■事業者の役割（アイデア例）

- **快適な生活道路づくり**
歩道と民有地の敷地における緑化など、快適な道路づくりへの協力。
- **生活道路の維持管理への協力**
道路利用時に発見した危険箇所情報の提供。
- **生活道路の安全対策**
安全運転を従業員に周知するとともに、道路の見通し確保への協力。

■市民の役割（アイデア例）

- **快適な生活道路づくりへの協力**
快適な道路づくりのため、道路から見える位置での緑化。
- **生活道路における子どもの見守り**
地域の団体等で連携した道路における子どもの見守り。

※生活道路：108ページ参照

※モニタリング：110ページ参照

【参考事例】

■全国の各自治体「くらしのみちゾーン」

○概要

国土交通省が推奨している取組み。全国 50 地区で取り組まれている。外周を幹線道路に囲まれている等のまとまりのある住区や中心市街地の街区などにおいて、警察と連携して一般車両の区内への流入を制限して身近な道路を歩行者・自転車優先とする。併せて無電柱化や緑化等の環境整備を行って、交通安全の確保と生活環境の質の向上を図ろうとする取組み。

ゾーンの出入口に速度規制標識、ハンプ等の設置により車の速度低減を図ることにより、歩行者・自転車を優先し、安全な交通環境を形成。たまりスペースの確保や無電柱化、沿道緑化、バリアフリー[※]化を進め、快適な生活環境を形成。



資料：国土交通省ホームページ

※バリアフリー：109ページ参照

2. 都市基盤 ～Wa と回～

④ 平坦な地形を活かしたまちづくり（自転車）

コンパクトで平坦な地形を活かしたまちづくりを進めるため、自転車を快適に利用できる交通環境の整備を図るとともに、自転車駐車場の確保や、自転車マナーの向上など、自転車を安心して利用できるまちづくりをめざします。

☆実現に向けた取組み

■行政の役割

- 自転車で移動しやすい環境整備
幅員構成の見直しやカラー舗装等を検討するなど、自転車で移動しやすい環境の整備。
- 自転車駐車場の整備
自転車駐車場の利用状況を把握し、ニーズに対応した自転車駐車場の整備の検討。
- 自転車安全利用の啓発
学校と連携した自転車交通安全教室の開催や安全マップ作成など、自転車の安全利用の啓発。

■事業者の役割（アイデア例）

- 自転車利用の促進
従業員に対する通勤・勤務時における自転車利用の促進。
- 自転車安全利用の啓発
従業員に対する自転車マナーの周知。
- レンタサイクル事業者間の連携
複数の駅や拠点施設でレンタサイクルを利用できるような事業者間での連携。

■市民の役割（アイデア例）

- マナーを守った自転車利用
交通ルールや駐輪マナーを守った自転車の利用。
- 自転車の積極的な利用
外出時等は自家用車の利用を控えるなど、積極的な自転車の利用。

【参考事例】

■自転車の環境整備 『堺市 自転車まちづくり推進室の取組み』

○概要

自転車を活用したまちづくりを総合的に推進することにより、市民の健康増進、観光の振興等を図り、環境と共生する快適なまちづくりに資するために設置。

歩行者及び自転車利用者の安全確保や利用促進のため、自転車の環境整備に取り組んでいる。

- ・平成 21 年 「堺市自転車まちづくり推進室」を設置
- ・平成 25 年 「堺市自転車利用環境計画」を策定

○展開の主体：堺市

○行政の関連部署：堺市 建設局 自転車まちづくり推進室

○取組みとして参考となる点

既存道路の幅員の中で、それぞれの道路の特性に応じた自転車利用やマナー啓発などを行い、ハード、ソフトの両面から対応を図っている。自転車道のネットワーク整備や自転車の利用促進として参考すべき事例。

整備方法	①自転車道	②自転車レーン	③歩道の視覚分離
	<p>歩道 自転車道 車道 緑石等 緑石等</p>	<p>歩道 自転車レーン 車道 緑石等 区画線</p>	<p>歩道 自転車道 車道 区画線 緑石等</p>
イメージ図			
堺市での事例	<ul style="list-style-type: none"> ・新金岡80号線（北区役所北側） ・府道堺狭山線（泉北1号線） 	<ul style="list-style-type: none"> ・深井73号線（深井駅東側） 	<p>【新金岡地区を中心に整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府道大阪高石線 ・府道堺大和高田線 ・府道入野津線 ・金岡公園東線
自転車の通行ルール	相互通行または一方通行	一方通行	相互通行 歩行者優先（球行）
備考	右の標識がある時は一方通行 	必要に応じて、自転車専用通行帯 	自転車が通行できる歩道（右の標識がある歩道）のみ整備可

資料：堺市ホームページ

3. 都市の水と緑 ～環と回～

① 水辺に親しめるまちづくり（水辺空間）

水辺に親しめるまちづくりを進めるため、水辺空間を活かした交流の場づくりを図るとともに、河川・河川敷や水路を利用した既存のみどりとのネットワーク形成など、河川・水路を活かしたまちづくりをめざします。

☆実現に向けた取組み

■行政の役割

●水と緑のネットワークの形成

水と緑に親しめるよう、多様な生物や植物が生息する水辺空間を活用し、ランド水路や境川せせらぎ緑道などをつながりをもった水と緑のネットワークの形成。

●河川・河川敷や水路の活用

生態系の学習会など、自然と触れ合える環境教育の場や、水辺空間を活かしたイベントなど、市民活動・交流の場としての活用。

■事業者の役割（アイデア例）

●河川や水路の美化活動

社会貢献活動の一環として、河川や水路の清掃などの美化活動への参加・協力。

■市民の役割（アイデア例）

●水辺の環境学習やイベントの開催・参加

花や緑、多様な生物の観察など、水辺の環境学習や河川敷での水辺と親しめるイベントの開催・参加。

●河川や水路の美化活動

河川や水路の清掃などの美化活動への参加・協力。

【参考事例】

■水路空間の活用 『尼崎市武庫之荘地区 水と緑のまちづくりプロジェクト』

○概要

地域資源である水路の美化活動を行うとともに、地域子ども達が参加する環境学習やイベントなどを開催し、地域の交流や賑わいづくりなどを図っている。

武庫之荘の地元住民組織で形成される「武庫之荘水と緑のまちづくりプロジェクト実行委員会」が実施主体となっている

- ・平成23年度の兵庫県「まちなぎわいづくり一括助成事業」として採択
- ・地元組織の発意による水に親しむ様々な取組みが展開

○展開の主体：地域の団体との協働

○行政の関連部署：兵庫県 企画県民部 防災企画局復興支援課

○取組みとして参考となる点

水辺の美化、環境学習、イベント等の取組みなど、市民と協働で水路の活用を図っていくのに参考すべき事例。



環境学習



武庫之荘の水路のまちなみ

資料：武庫之荘水と緑のまちづくりプロジェクト ホームページ

3. 都市の水と緑 ～環と回～

② 利用しやすい公園のあるまちづくり（公園）

憩いの場や交流の場となる利用しやすい公園のあるまちづくりを進めるため、利用者のニーズを取り入れた公園整備や、地域での管理運営の推進を図るとともに、公園の計画的な維持管理や遊具の安全点検などにより、安全な公園づくりをめざします。

☆実現に向けた取組み

■行政の役割

●市民参加型の公園づくり・管理運営

市民の声を聞きながら、健康遊具やユニバーサルデザイン※を導入するなど、特徴のある公園づくりをめざす市民参加型の管理運営の推進。

●防災活動地としての活用

公園での防災訓練や災害時における活動支援の場としての活用。

●公園の計画的な維持管理

公園の安全対策や長寿命化を図るため、計画的な施設・遊具の点検や補修、維持管理の推進。

■事業者の役割（アイデア例）

●公園の管理運営への提案

植栽や清掃等の美化活動やイベントの開催、公園の管理運営に対する提案など、公園の新たな魅力の創出。

●安心・安全な公園環境づくり

地域と連携し、公園の日常적인見守りなど安心・安全な公園環境づくりへの取組み。

■市民の役割（アイデア例）

●公園の再整備への参加

公園の再整備計画に地域ニーズを反映させるため、話し合いの場やワークショップ※への参加。

●公園管理への参加・協力

居心地の良い公園を維持するため、マナーを守った公園利用、清掃などの美化活動への参加・協力。

●子どもの見守り

子どもが安心して遊ぶことができるよう、公園内での子どもの見守り。

※ユニバーサルデザイン：110ページ参照

※ワークショップ：110ページ参照

【参考事例】

■協働による公園デザイン 『生駒市 コミュニティパーク事業』

○概要

「生駒市緑の基本計画※」に掲げる「花と緑と自然の先端都市・生駒」の実現に向けた取組みのひとつで、地域の住民が、将来にわたり育めるよう公園づくりを支援する事業。

当事業では、住民が主体となって身近な公園の使い方や育て方などについて話し合い、生駒市と協働で、より良い公園にリニューアル（再整備）できるものとなっている。

- ・平成 17 年 コミュニティパーク事業をスタート
- ・平成 19 年 事業実施第 1 号となる「光陽台中央公園」のリニューアルが完成
平成 24 年度に至るまでに 6 つの自治会が事業の適用を受け、
リニューアルが行われている。

○展開の主体：市民との協働

○行政の関連部署：生駒市 都市整備部 公園管理課

○取組みとして参考となる点

デザイン段階からの市民参加による公園のリニューアルの事例であり、特に、デザインに関わった市民が、維持・管理に引き続き関わっていくケースもみられ、地域協働型の今後の公園施策の取組みとして参考すべき事例。

みんなで楽しく・使いやすい公園にリニューアルしよう

コミュニティパーク事業

みんなで育てるみんなの公園づくり
参加自治会を募集!!

コミュニティパーク事業とは？

地域の公園を愛着と誇りをもって、将来にわたって利用できるよう、地域の皆さんによる公園づくりを支援する事業です。この事業では、地域の皆さんが主体となり、既にある身近な公園の使い方や育て方などについて、ワークショップで考えやアイデアを計画案としてまとめ、その案を基に地域の皆さんと生駒市が協働して、より良い公園にリニューアル（再整備）しようとするものです。

ワークショップとは？

ワークショップとは、あるテーマや課題について、多くの人が、オープンな場所で意見を出し合い、考えやアイデアを積み上げていく方法です。色々な意見を反映することができるとともに、協働作業を通じて参加者自身がお互いに学び合うこともできる創造的な意思決定のスタイルです。

ワークショップのスケジュールと内容の例

第1回：公園の見学 使いにくいところはないかな？	第2回：アイデア発表 こんな公園にすればいいな	第3回：計画案づくり いろんなアイデアを反映しよう	第4回：計画案が完成！ 計画案ができた！みんなで実現しよう！
-----------------------------	----------------------------	------------------------------	-----------------------------------

ワークショップ（平成26年9月頃から平成27年2月頃までの間に合計4回開催する予定です）

ワークショップで検討された計画案に従って生駒市が公園のリニューアルを支援します。

リニューアル後、地域の皆さんと生駒市が協働して公園を育てていきます。

資料：生駒市ホームページ

※緑の基本計画：110 ページ参照

3. 都市の水と緑 ～環と回～

③ みどりあふれるまちづくり（まちなか緑化）

身近にみどりあふれるまちづくりを進めるため、公園や緑地のみどり、また、古くから親しまれてきた古木などの保全を図るとともに、敷際緑化*など身近な緑化活動を推進して、みどりの充実をめざします。

☆実現に向けた取組み

■行政の役割

●身近な緑の創出

花苗の育成・供給により、公園や公共施設等の緑化を推進するなど、身近な場所での緑の創出。

●緑化に関する意識啓発・人材育成

緑化に関する講習会や出前講座等の実施により、緑に関する意識啓発と、次世代の緑化活動を担う人材の育成。

●貴重な緑の保全

市内に残された古木・巨木など数少ない樹木の保全や、倒木防止など公園樹木の維持管理の推進。

■事業者の役割（アイデア例）

●敷地内緑化や屋上・壁面緑化の充実

所有する敷地や建物において、道路などの公共空間から見える位置での緑化の充実。

●開発事業に伴う緑地の充実・保全

新規開発における敷地での緑化の充実と保全管理。

■市民の役割（アイデア例）

●身近な場所での花や緑の創出

個人の軒先や庭、ベランダにおける緑化など、身近な地域での花や緑の創出。

●緑の環境学習への参加・交流

花や緑、多様な生物の観察など、緑の環境学習への参加や学習を通じた市民同士の交流。

●花や緑に関するイベントへの参加・協力

花や緑に関するイベントや展示会などへの参加・協力。

*敷際緑化：108ページ参照

【参考事例】

■身近な緑化の啓発・取組み 『箕面市 みどりの街みのお』

○概要

みのお市民活動センターの登録団体「NPO花とみどりの街づくり・箕面」が、市民への身近な緑化への啓発や取組みを推進している。

花とみどりのまちづくりをめざして、緑に関する知識・技術などの情報発信や活動支援、人材育成などを推進し、まちなかの緑化を推進するコーディネーターとしての役割を担っている。

○展開の主体：NPO花とみどりの街づくり・箕面

○行政の関連部署：箕面市立 みのお市民活動センター

○取組みとして参考となる点

市民が主体となって取組む事例であり、NPO組織を立ち上げ運営を行っている。市街化が進んでいる本市においては身近な緑化が重要であり、市民主体で地域の緑化を推進するのに参考すべき事例。



資料：みどりの街みのおホームページ

【活動紹介】

■身近な緑化の啓発・取組み 『摂津市 緑化推進連絡会』

○概要

緑化推進連絡会は、自治会を中心とした34団体（平成26年度時点）が加入しており、公園、広場、緑地などの公共施設において、緑化活動に取り組んでいる。

市民が主体となって花苗を配布するほか、大正川河川敷公園で水仙の球根の植込みを行ったり、花と木の実践養成講座を開催するなど、「花とみどりのきれいなまちづくり」を推進した活動を行っている。

○展開の主体：摂津市緑化推進連絡会

○行政の関連部署：摂津市 都市整備部 公園みどり課



神崎川緑地の花壇管理



花と木の実践養成講座（鶴野苗圃※）

※苗圃：110ページ参照

II. 部門別の方針 ～行政施策展開～

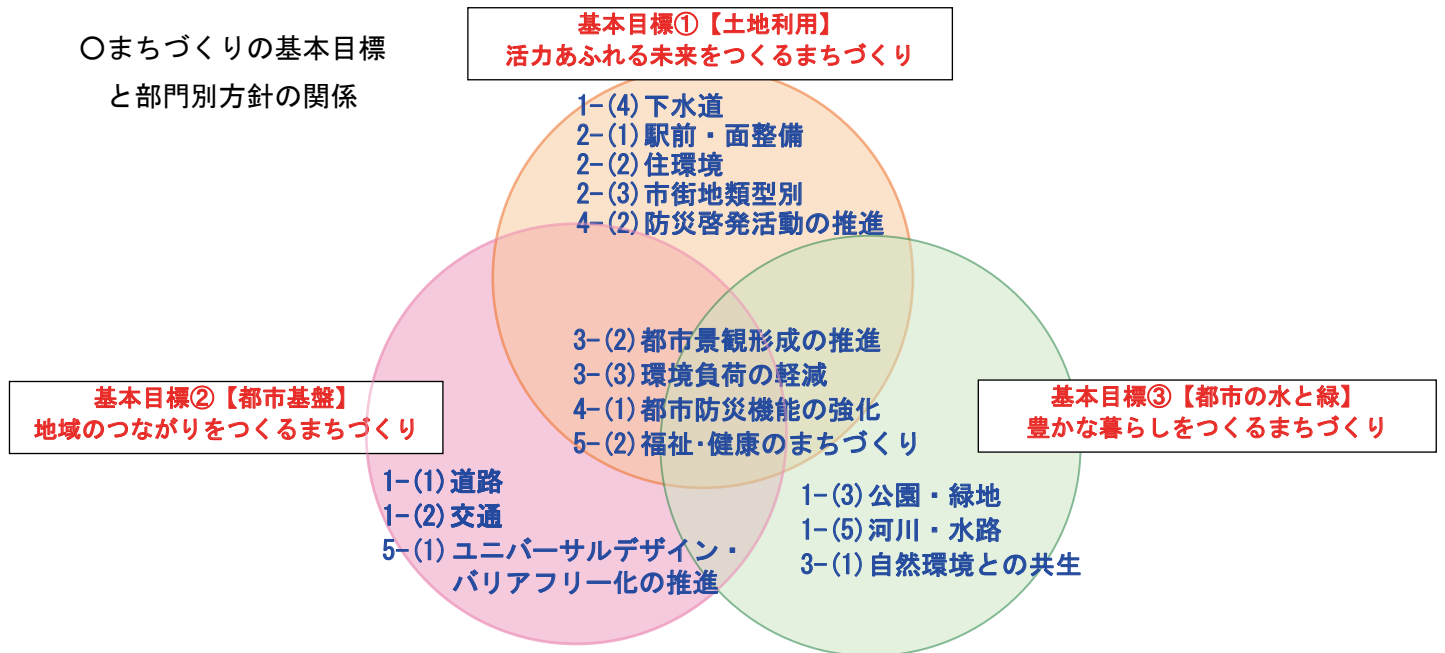
○部門別の方針の位置づけ

I. まちづくりの手引き（アイデア）を踏まえ、「協働の“わ”」の中で、行政が取り組むべき内容を部門別に整理しています。

（構成）

1. 都市施設※の方針
 (1)道路 (2)交通 (3)公園・緑地 (4)下水道 (5)河川・水路
2. 市街地整備の方針
 (1)駅前・面整備 (2)住環境 (3)市街地類型別
3. 都市環境の方針
 (1)自然環境との共生 (2)都市景観形成の推進 (3)環境負荷の軽減
4. 防災まちづくりの方針
 (1)都市防災機能の強化 (2)防災啓発活動の推進
5. 福祉のまちづくりの方針
 (1)ユニバーサルデザイン※・バリアフリー※化の推進 (2)福祉・健康のまちづくり

○まちづくりの基本目標 と部門別方針の関係



※都市施設：109 ページ参照

※ユニバーサルデザイン：110 ページ参照

※バリアフリー：109 ページ参照

1 都市施設の方針

市民生活や産業活動など、さまざまな都市活動や暮らしが快適で効率よく営まれるためには、道路や公園など、維持管理を含めた都市施設[※]の充実が重要です。

ここでは、「すごい“わ”」を支える都市施設として、道路、交通、公園・緑地、下水道、河川・水路の方針を示します。

(1) 道路の方針

(関連部局：都市計画課・道路管理課・道路交通課)

① 幹線道路

- ・事業未着手となっている都市計画道路[※]は、事業の実現性と計画の必要性を検証し、必要に応じた幅員等の見直しを図るとともに、他事業とも連携を図りながら、交通ネットワークの構築と交通の円滑化に向けた整備をめざします。
- ・施設の計画的な補修や長寿命化、市民との協働による管理（アドプト[※]）など、アセットマネジメント[※]に重点を置いた管理を進めます。

《具体的な取組み》

- ・都市計画道路の見直し
- ・都市計画道路整備の促進
- ・橋梁長寿命化修繕計画の推進

② 生活道路[※]

- ・市内には、4m未満の道路が多くみられることから、歩行者等が安全・安心に歩けることができるように、細街路[※]（狭隘道路）の解消に努めます。
- ・市民との協働により、身近な道路の清掃や危険箇所のモニタリング[※]の実施に向けて検討します。

《具体的な取組み》

- ・道路後退整備費用の助成による狭隘道路解消の促進
- ・関係団体と連携した通学路安全対策

③ 人にやさしい道路空間

- ・誰もが快適に通行しやすい歩行者空間を確保するため、歩道の段差解消や交差点改良、道路付帯施設の整備を図ります。
- ・歩行者等の安全な通行を確保するため、標識や舗装の色彩、材質などによる通行区分の明確化を図ります。

《具体的な取組み》

- ・歩行者の通行を優先した交差点改良やLED照明灯の整備
- ・舗装のカラー化による歩行者通行帯の明確化

※都市施設：109ページ参照
※都市計画道路：109ページ参照
※アドプト：107ページ参照

※アセットマネジメント：107ページ参照
※生活道路：108ページ参照
※細街路：107ページ参照 ※モニタリング：110ページ参照

(2) 交通の方針

(関連部局：都市計画課・道路交通課・産業振興課)

① 鉄道

- ・踏切は、鉄道事故や交通渋滞を引き起こす原因となっていることから、抜本的解決策として、鉄道の高架化による踏切の除去を推進します。

《具体的な取組み》

- ・阪急京都線連続立体交差事業※（鉄道の高架化）による踏切除去の推進

② バス

- ・公共施設巡回バスと市内循環バスのより快適な運行をめざします。
- ・幹線道路の整備にあわせた公共交通の最善ルート設定を検討します。
- ・バス交通に親しんでもらうため、バス車体へのラッピングを検討します。また、バスの車内での商店街の広告の掲載など、地元商店街との連携を検討します。

《具体的な取組み》

- ・利用者アンケート結果に基づくバス停の新設、ルート変更
- ・阪急正雀駅前周辺への市内循環バスの乗り入れ

③ 駐車場・自転車駐車場

- ・駐車場の利用促進や路上駐車の防止に向けた啓発活動を進めます。
- ・放置自転車対策として、鉄道駅周辺での空地や公共空間において自転車駐車場の確保を図ります。

《具体的な取組み》

- ・市営駐車場の利用促進啓発活動、PR
- ・公共用地を活用した自転車駐車場の整備

④ 自転車ネットワーク

- ・平坦な地形を活かした自転車のネットワーク形成を図るとともに、他事業との連携を図り、自転車通行空間の整備をめざします。
- ・自転車の利用方法やマナーを周知し、自転車の安全利用を図ります。

《具体的な取組み》

- ・自転車通行区分の明確化
- ・自転車安全利用倫理条例に基づく周知、指導
- ・自転車のマナー講習会の開催

※連続立体交差事業：110 ページ参照

(3) 公園・緑地の方針

(関連部局：公園みどり課・都市計画課・防災管財課)

① 安心・安全な公園づくり

- ・公園施設の計画的な補修や長寿命化など、アセットマネジメント※に重点を置いた管理を進めます。
- ・災害時に対応できる防災空間としての機能を高めます。

《具体的な取組み》

- ・公園遊具の計画的な点検・補修
- ・防災倉庫や災害用トイレなど防災設備の設置

② 地域ニーズに対応した協働による管理運営

- ・地域の自治会などと連携し、花壇づくりや清掃活動など、協働による維持管理を図ります。
- ・公園利用者や近隣住民などと話し合い、公園施設の設計や修繕、維持管理について、市民参加型の管理運営を図ります。

《具体的な取組み》

- ・公園ワークショップ※の開催
- ・市民提案による都市公園、ちびっこ広場の管理運営

③ 公園・緑地の充実

- ・未利用地などの活用により、身近な緑地づくりに取り組める空間を確保し、公園・緑地の充実を図ります。

《具体的な取組み》

- ・明和池公園や淀川河川敷多目的広場の整備
- ・駅前広場や交差点などの公共用地での緑地の確保

④ 地域緑化活動の支援の充実

- ・地域での緑化に関する啓発活動を充実するとともに、市民との協働において、地域の身近な緑や花の創出を図ります。
- ・地域緑化の情報共有を図り、新たな緑化技術や緑化活動といったノウハウを各主体間で共有できるような取組みを図ります。

《具体的な取組み》

- ・地域緑化活動を支える苗圃※の展開

※アセットマネジメント：107 ページ参照

※ワークショップ：110 ページ参照

※苗圃：110 ページ参照

(4) 下水道の方針

(関連部局：下水道事業課)

① 公共下水道の整備

- ・汚水処理の下水道人口普及率 100%をめざし、下水道の整備を推進します。

《具体的な取組み》

- ・市街化調整区域^{*}である鳥飼八町地域における汚水下水道の整備

② 下水道の維持管理

- ・汚水処理の人口普及率の向上に伴い、今後はアセットマネジメントに重点を置き、施設の計画的な維持補修、適正な管理を進めます。あわせて、既設下水道の管渠の耐震化についても検討を進めます。
- ・下水道施設の耐震化が未了の中、災害発生時において、必要な業務の的確な実施が重要であることから、下水道BCP^{*}（業務継続計画）の策定を図ります。

《具体的な取組み》

- ・下水道の長寿命化計画^{*}の策定
- ・下水道BCP（業務継続計画）の策定

③ 内水浸水対策

- ・集中豪雨時の雨水排除が速やかにできるよう雨水幹線の整備を図ります。また、効果的な流出抑制対策についても検討します。

《具体的な取組み》

- ・鳥飼八町、東別府地域における雨水幹線の整備

(5) 河川・水路の方針

(関連部局：下水道事業課)

① 河川・水路の維持管理

- ・内水浸水対策として設置している排水ポンプやゲート等の施設の計画的な維持管理を検討するとともに、水路を活かした更なる浸水対策の取組みについて検討します。
- ・河川の治水対策について、関連団体に事業促進の要望を行います。

《具体的な取組み》

- ・排水ポンプの更新
- ・安威川ダムの建設促進要望

※市街化調整区域：107ページ参照

※BCP：109ページ参照

※長寿命化計画：108ページ参照

2 市街地整備の方針

快適で安全な市街地や良好な住宅・住環境は、優れた都市としてのイメージを形成する基本となるものです。

ここでは、「すごい“わ”」を支える市街地整備として、駅前・面整備、住環境、市街地類型別の方針を示します。

(1) 駅前・面整備の方針

(関連部局：都市計画課・道路交通課・道路管理課)

① 吹田操車場跡地地区

- ・市内の貴重な大規模開発地であり、隣接する正雀下水処理場、クリーンセンターも含めた跡地利用を検討し、多世代による都市型居住の推進を図るとともに、国立循環器病研究センターの移転など周辺土地利用や社会情勢の変化にも対応した、本市の魅力を発信するまちづくりを進めます。
- ・民間活力を活かした住宅地開発の適切な誘導を図ります。

《具体的な取組み》

- ・高い交通利便性を持つ立地を活かした都市型居住の推進
- ・正雀下水処理場跡地の活用の検討
- ・地区計画※・ガイドライン※等による優れたまちなみの誘導

② JR千里丘駅西地区

- ・密集市街地※の解消や土地の有効活用をめざした再開発に向けた取組みを進めます。

《具体的な取組み》

- ・再開発事業に向けた支援
- ・歩車分離による歩行者の安全確保、駅前の交通安全対策

③ 阪急正雀駅前地区

- ・道路空間の改善を図るとともに、公共交通網の再編を検討します。

《具体的な取組み》

- ・道路整備による歩行者の安全対策
- ・バス路線の再編による鉄道利用者の利便性向上

※地区計画：108 ページ参照
※ガイドライン：107 ページ参照
※密集市街地：110 ページ参照

(2) 住環境の方針

(関連部局：建築課・都市計画課・道路管理課・産業振興課・障害福祉課・高齢介護課)

① 住宅・住環境整備

- ・住宅マスタープラン※に基づき、住宅・住環境の質の向上を図ります。
- ・住宅に関する補助・助成制度の充実を図ります。
- ・子育て、ファミリー世帯の定住促進施策の推進を図ります。

《具体的な取組み》

- ・住宅建設・改修のガイドライン作成に向けた検討
- ・障がい者等の住まい改善を目的とした住宅改修費給付制度等
- ・特定優良賃貸住宅制度の普及

② 密集市街地の改善

- ・密集市街地の防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、建物の耐震化・不燃化を促進します。
- ・延焼遮断帯となる道路や緩衝帯となる緑地の整備など、都市基盤施設の整備を図ります。

《具体的な取組み》

- ・建築物の耐震診断補助や木造住宅の耐震改修補助
- ・都市計画道路※坪井味舌線の整備推進

③ 既存施設の活用

- ・官民一体での空き店舗の情報収集、情報提供、情報の共有化を図ります。
- ・商店街での活性化や賑わい創出のため、空き店舗の利活用を検討します。

《具体的な取組み》

- ・商店街や事業者と連携した既存市街地の空き店舗の情報提供

※住宅マスタープラン：108 ページ参照

※都市計画道路：109 ページ参照

(3) 市街地類型別の方針

(関連部局：政策推進課・都市計画課・道路管理課・産業振興課・環境政策課)

① 既成市街地の方針

- ・建物の耐震化・不燃化を促進するとともに、狭隘道路の解消などに努め、居住環境の向上を図ります。
- ・良好な環境を保全する地区では、地区計画[※]制度等を活用した住民主体のまちづくりの支援を図ります。
- ・工業系地域では、市民・事業者が、地域の現状や都市計画の内容を相互に理解し、都市活力を支える事業所と住宅が共存できる住工共存のまちづくりをめざします。
- ・市街化区域[※]内の農地については、地域の緑として保全を図ります。

《具体的な取組み》

- ・狭隘道路後退整備費用の助成
- ・地区計画の指定区域拡大
- ・地域地区（用途地域[※]等）など都市計画の周知・指導
- ・農地の市民農園への活用促進

② 新市街地の方針

- ・大規模開発地では、土地区画整理事業[※]等により、良好な都市基盤整備を進めます。
- ・地区計画や景観形成地区[※]制度の活用による優れたまちなみの創出を図ります。

《具体的な取組み》

- ・吹田操車場跡地土地区画整理事業
- ・地区計画や景観形成地区の指定

③ 市街化調整区域[※]の方針

- ・市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であることから、旧来の土地利用等の維持・保全を図ります。

※地区計画：108 ページ参照
※市街化区域：107 ページ参照
※用途地域：110 ページ参照

※土地区画整理事業：109 ページ参照
※景観形成地区：107 ページ参照
※市街化調整区域：107 ページ参照

3 都市環境の方針

快適な都市生活を送るためには、都市機能を充実させていくだけでなく、自然環境や景観に配慮したうるおいある都市環境を形成することが大切です。

ここでは、「すごい“わ”」を支える都市環境として、自然環境との共生、都市景観形成の推進、環境負荷軽減への取組みの方針を示します。

(1) 自然環境との共生の方針

(関連部局：公園みどり課・下水道事業課・環境政策課)

① 河川・水路の活用

- ・本市の貴重な自然的資源である河川・水路等の活用を図ります。

《具体的な取組み》

- ・淀川河川公園の活用
- ・河川敷を利用したイベントの開催

(2) 都市景観形成の推進の方針

(関連部局：都市計画課)

① 景観形成地区指定と大規模建築物等の届出による誘導

- ・景観形成地区を指定し、公共空間と建物などとの調和のとれたまちなみを誘導し、優れた景観の形成を図ります。
- ・景観に影響を与える大規模建築物等の建築については、周辺地域と調和するよう、建築行為の届出制度に基づく指導を行います。

《具体的な取組み》

- ・景観形成地区の指定
- ・大規模建築物等の景観誘導

② 協働による景観まちづくり

- ・良好な景観形成には、市民・事業者の理解と協力が必要であることから、一人ひとりの景観に関する意識向上を図るため、啓発活動を行います。
- ・景観まちづくり要綱に基づく市民団体等の景観まちづくり活動に対する支援を図ります。

《具体的な取組み》

- ・景観パネル展による景観意識の向上
- ・景観形成認定団体による景観まちづくり活動の支援

(3) 環境負荷の軽減の方針

(関連部局：環境政策課・都市計画課・道路交通課・道路管理課・公園みどり課・防災管財課・環境業務課)

① 環境への負荷を軽減するまちづくり

- ・地球温暖化^{*}防止地域計画に基づき、市民や事業者との協働によるCO₂削減やヒートアイランド現象^{*}の緩和など、環境負荷の軽減に向けた取組みを促進します。

《具体的な取組み》

- ・道路照明灯のLED化など公共施設の省資源・省エネ化の促進
- ・雨水利用や太陽光発電など自然エネルギーの活用
- ・雨水の地下への浸透・還元を目的とした歩道の透水性舗装化の促進
- ・まちなか緑化の推進
- ・ごみの減量やリサイクルの推進

※地球温暖化：108 ページ参照

※ヒートアイランド現象：109 ページ参照

4 防災まちづくりの方針

近年、我が国では、阪神・淡路大地震と東日本大震災の2つの大震災を経験した他、全国各地において集中豪雨による被害の発生が増加しており、災害の教訓を踏まえた防災まちづくりを進めることが大切です。

ここでは、「すごい“わ”」を支える防災まちづくりとして、都市防災機能の強化、防災啓発活動の方針を示します。

(1) 都市防災機能の強化の方針

(関連部局：防災管財課・都市計画課・建築課・下水道事業課・道路管理課・公園みどり課・水道部)

① 地域防災計画による災害予防

- ・都市の防災機能の強化に向けて、一時避難地となる空間の確保や避難路となる道路整備等が重要であり、道路、公園、緑地等の既存施設の強化・活用や、上下水道等のライフラインの強化により、災害に強いまちづくりを推進します。

《具体的な取組み》

- ・都市計画道路※整備による避難路ネットワーク形成
- ・一時避難地、避難路の確保
- ・上下水道施設の強化と保全

② 建築物等の安全強化

- ・昭和56年(1981年)5月31日以前の旧耐震基準に基づき建築された耐震性の劣る建築物等について、耐震診断及び耐震改修、建替え等による建築物の耐震化の促進を図ります。

《具体的な取組み》

- ・市有建築物の耐震化の推進
- ・民間建築物に対する耐震診断や耐震改修補助制度の活用

※都市計画道路：109 ページ参照

(2) 防災啓発活動の推進の方針

(関連部局：防災管財課)

① 地域間協定や事業所等との防災協定の締結

- ・災害発生時の対策として、他自治体との連携や、市内事業者による避難所の提供や物資の支援などの共助を目的とした防災協定締結の促進を図ります。

《具体的な取組み》

- ・他自治体との連携による防災教育の取組み
- ・災害時に一時避難地となる事業所や高層住居などとの防災協定の締結

② 防災啓発活動の推進

- ・防災啓発活動を通して、地域の防災情報の周知や防災意識の向上を図ります。
- ・地域で行われる防災訓練の参加者が高齢者や自治会関係者が多いことから、今後の活動を担う若年世代の参加を促進します。

《具体的な取組み》

- ・浸水実績区域を記載したハザードマップ[※]による防災啓発活動の取組み
- ・防災訓練や避難所HUG[※](避難体験ゲーム)などの防災啓発活動の推進

※ハザードマップ：109 ページ参照

※避難所 HUG：110 ページ参照

5 福祉のまちづくりの方針

総合計画では「みんなが安全で快適に暮らせるまち」をめざすとしており、近年の少子高齢社会を踏まえたまちづくりが大切となっています。

ここでは、「すごい“わ”」を支える福祉のまちづくりとして、ユニバーサルデザイン※・バリアフリー※化の推進、福祉・健康のまちづくりの方針を示します。

(1) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進の方針

(関連部局：都市計画課・道路交通課・建築課・公園みどり課)

① ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

- ・生活道路※や公園等の都市施設※において、全ての人にやさしいユニバーサルデザインやバリアフリー化の普及を図ります。
- ・鉄道駅と周辺の公共施設までのバリアフリー化を促進するとともに、バリアフリー新法及び基本方針の改正に基づく基本構想の見直しを検討します。

《具体的な取組み》

- ・道路や公共施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進
- ・バリアフリーマップの利用促進
- ・新たな交通バリアフリー基本構想の策定

(2) 福祉・健康のまちづくりの方針

(関連部局：保健福祉課・公園みどり課)

① 誰もが健康で暮らせるまちづくり

- ・市民の健康増進を図るための取組みを推進します。

《具体的な取組み》

- ・公園や緑道等における健康遊具の設置
- ・公園や緑道等を結んだウォーキングコースの増設

※ユニバーサルデザイン：110 ページ参照
 ※バリアフリー：109 ページ参照
 ※生活道路：108 ページ参照

※都市施設：109 ページ参照

<第3章までの展開イメージ>

■基本理念

みんなでつくる 摂津のまち すごい“わ”

■基本目標

<土地利用>

活力あふれる未来をつくる
まちづくり

<都市基盤>

地域のつながりをつくる
まちづくり

<都市の水と緑>

豊かな暮らしをつくる
まちづくり

■まちづくりの実現に向けて ～都市計画の基本方針～

<まちづくりの手引き>

★土地利用 ～^わ技と^わ和～

- ①多様な世代が暮らす新しいまちづくり
－大規模開発地－
- ②人が交流する活気あるまちづくり
－駅前^のまちづくり－
- ③愛着がもてるまちづくり
－沿道空間－
- ④安心して暮らせるまちづくり
－市街地－
- ⑤ものづくりと住宅が複合するまちづくり
－住工共存－

★都市基盤 ～^わWaと^わ回～

- ①交通ネットワークのあるまちづくり
－幹線道路－
- ②円滑に移動できるまちづくり
－公共交通－
- ③安全で安心して移動できるまちづくり
－生活道路－
- ④平坦な地形を活かしたまちづくり
－自転車－

★都市の水と緑 ～^わ環と^わ回～

- ①水辺に親しめるまちづくり
－水辺空間－
- ②利用しやすい公園のあるまちづくり
－公園－
- ③みどりあふれるまちづくり
－まちなか緑化－

<部門別の方針>
(行政施策)

土地利用

- 1-(4) 下水道
- 2-(1) 駅前・面整備
- 2-(2) 住環境
- 2-(3) 市街地類型別
- 4-(2) 防災啓発活動の推進

都市基盤

- 1-(1) 道路
- 1-(2) 交通
- 5-(1) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

都市の水と緑

- 1-(3) 公園・緑地
- 1-(5) 河川・水路
- 3-(1) 自然環境との共生

3-(2) 都市景観形成の推進

3-(3) 環境負荷の軽減

4-(1) 都市防災機能の強化

5-(2) 福祉・健康のまちづくり

<第4章>

■協働のまちづくりの推進 ～^わ私と^わ話～